

令和8年4月より
大阪府下の施設が利用できるようになりました！
※一部施設に限ります

産後ケア事業

授乳が
うまくできない

産後の体調が
すぐれない

実家が遠いし自宅での
育児が不安…



対象者

出産後、産後ケア施設でショートステイやデイサービス
ご自宅への訪問で助産師などから支援を受けられるサービスです

原則、東大阪市に住民登録のある生後1歳未満の乳児とお母さんと、産後ケアの利用を希望される方
★37週未満で生まれた場合は、出産予定日を基準とした月齢で利用できます。詳しくは、お問合せください。

内容

不安や悩みをお伺いし、解決方法を一緒に考えます。
すべてのサポートに、お母さんと赤ちゃんの健康状態の確認、赤ちゃんの体重測定を含みます。

母親 支援

乳房の手当て
産後の生活のアドバイス
ファミリープラン、卒乳の相談
こころの悩みの相談 など

育児 支援

沐浴や授乳の方法、
育児や栄養・離乳食の
アドバイス など



プランのご紹介 下記のプランを合わせて **21回まで** 利用できます

いずれのプランも、市民税非課税世帯等の方は利用料金・多胎追加費用の自己負担はありません。
市民税課税世帯の方も、1泊(日・回)につき、上限2,500円の減免クーポンが5回まで使えます。

ショートステイ(宿泊型)

時間:午前10時から翌日午前10時まで
24時間(1泊3食付)
利用料金:5,600円/泊
※多胎の場合は400円加算

最大7泊まで利用できます

デイサービス(日帰り型)

時間:午前10時から午後7時まで
9時間(1日2食付)
利用料金:2,800円/日
※多胎の場合は100円加算

最大7日まで利用できます

訪問型

時間:おおむね2時間/回
利用料金:1,400円/回
※多胎の場合は50円加算

最大7回まで利用できます

受け入れ可能月齢は施設によって異なります。事前にご確認ください。

母子で施設に滞在し、上記内容の支援を受けることができます。
※母子ともに同室での利用になります。
※入院とは異なりますので、育児や身のまわりのことはできる限りご自分で
おこなっていただきます。

助産師がご自宅へ訪問し支援します。
母親支援か育児支援のどちらかを
選んでいただきます。
※母子ともに同室での利用になります

保健師または助産師が体調やご家族の状況、
お困りのことなどを詳細にお伺いし、
希望プランのご相談に応じます。
利用プラン例は、市ウェブサイトをご覧ください
(裏面に二次元コードがあります)。

訪問型のプランの
詳細が動画で
見られます！



利用手続き

ご利用には東大阪市への申請及び面談が必要です。以下の手順で手続きをおこなってください。
※電子母子手帳アプリ「おやこ手帳」から申請できます。詳しくは市ウェブサイトをご確認ください。

利用申請

令和8年1月より、申請
は原則、電子申請です。
妊娠中の事前申請は、
妊娠28週(8か月)以降
から受付しています。

面談

お住まいの地域を管轄
する保健センターへ来
所してください。
保健師または助産師が、
体調やご家族の状況を
お伺いします。
来所時の持ち物について
は裏面をご確認ください

審査

申請・面談後に
審査を行います。

利用開始

利用については、実施
機関へ直接予約をし
てください。
※予約状況によりご
希望に添えない場合
があります。

裏面もご覧ください

来所時の持ち物

- ❖ (電子申請の方)スマートフォン
- ❖ 紙の母子健康手帳
- ❖ 利用者本人、または利用者本人と同一世帯の方が来所する場合、
来られる方の本人確認書類(運転免許証、マイナ保険証等)
- ❖ 利用者本人と同一世帯以外の方が来所する場合、
来られる方の本人確認書類(運転免許証、マイナ保険証等)
※利用者本人の母子健康手帳を持ってこれない場合は、委任状が必要です。
- ❖ 生活保護世帯の方は、被保護証明書
- ❖ 市民税非課税世帯の方は、市・府民税課税証明書(4月～6月に申請する場合は前年度、
7月～3月に申請する場合は当年度の証明書)が必要な場合があります。詳しくは、お問合せください。

注 意 事 項

- ☆ 利用の可否については、審査があります。
- ☆ 実施機関との調整に数日要する場合がありますので、遅くともご利用希望日の3日前(閉庁日にあたる
ときは、その前日)までに申請してください。ただし、ご希望に添えない場合があります。
- ☆ 次の場合は、産後ケアの利用ができません。
 - ・ 母子ともに感染症の疑いや、入院・治療の必要がある場合
※出生後から児が入院中で「母親支援」のみの利用を希望する場合は、訪問型のみ利用できます。
 - ・ 健診の日、予防接種の当日及び翌日
- ☆ 利用料金は、直接実施機関にお支払いください。
多胎の場合は、追加費用が必要です。追加費用については表面をご参照ください。
- ☆ 利用日の前々日17時以降のキャンセルは、キャンセル料がかかる場合があります。
- ☆ 利用時間を短縮されても、料金は変わりません。
- ☆ 令和8年4月より、大阪府下の施設が利用できるようになりました(※一部施設に限ります)。
ショートステイは24時間、デイサービスは9時間、訪問型は2時間の対応ができる施設が利用できます。
- ☆ 託児、保育、家事のサービスではありません。赤ちゃんを預けて外出することはできません。
- ☆ 市民税非課税世帯とは、住居および生計を同一とするもの全員の市民税が非課税の世帯のことです。

実 施 機 関

実施機関(産後ケア施設)は市ウェブサイトに掲載しています。
利用申請時に、利用希望施設をお伺いしますので、事前にご確認ください。

市ウェブサイトはこちら



- ※ 施設によって、持ち物や事前のご案内があります。
利用前に市ウェブサイトに掲載している施設の案内を必ずご覧ください。
- ※ おむつ、ミルク、おしり拭き、母乳パッド、産褥パッドは施設側が用意するため持参不要です
(メーカー指定はできません)。
- ※ 施設によって休業日があります。また、お盆期間や年末年始等は休業する施設があります。
- ※ 施設の混み具合によって、ご希望に添えない場合もあります。

申請後に課税世帯区分が変更になった場合

産後ケア事業を利用中に課税世帯区分(課税世帯:A区分、非課税・生活保護世帯:B区分)が変更になった場合は、利用変更申請を行うことができます。※区分変更の適用は変更申請を行った日からとなります(当初の申請日から遡って適用ではありません)。
希望される方は、お住まいの地域を管轄する保健センターへ申請してください。

申請時は、上記の「来所時の持ち物」が必要です。紙で申請された方は、申請時にお渡ししている『産後ケア事業利用管理票』も必要です。また、課税世帯の方で紙の『利用料補助クーポン』が残っている方は、そちらもあわせてお持ちください。

ご相談・お問い合わせ先 (受付時間:平日午前9時～午後5時30分)

東保健センター	電話:072-982-2603	旭町1-1
中保健センター	電話:072-965-6411	岩田町4-3-22-300
西保健センター	電話:06-6788-0085	高井田元町2-8-27
<事業に関するお問い合わせ先>		
母子保健課	電話:072-970-5820	岩田町4-3-22-300